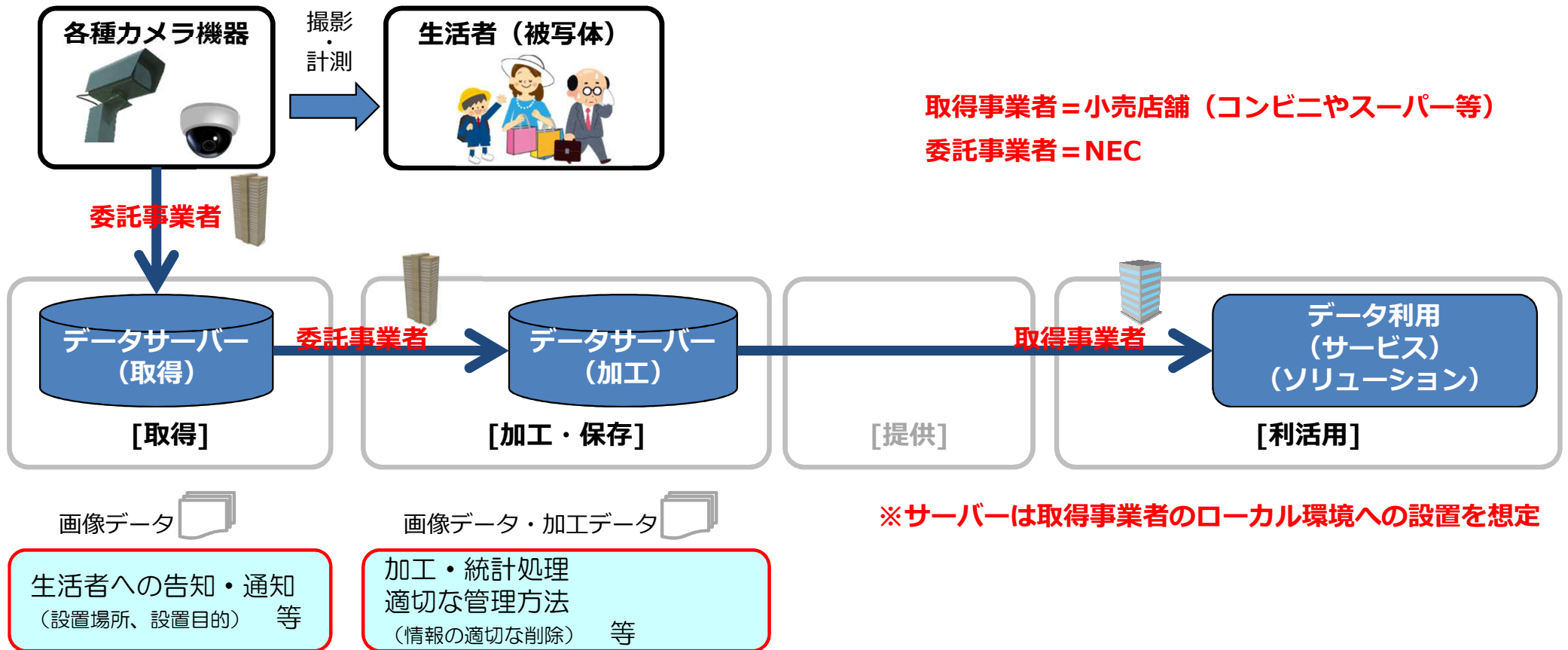


**第1回検討時のご意見整理：
店舗内設置カメラ（追加検討ポイント）**

**2016年10月24日
カメラ画像利活用SWG事務局**

第1回事例のプレイヤーと検討ポイント

【店舗内カメラ】



第1回の議論にて、ガイドブックへ反映すべき観点でのご意見・ご指摘は、以下表の通り。

#	観点	ご指摘
1		店舗内でカメラが稼働していることは、社会的に浸透している。カメラの稼働自体よりもどのように処理されているかが課題。
2	生活者への配慮 (通知)	設置主体と撮影目的を正しく伝える必要がある。委託事業者名ではなく、事業主体者を明確にする必要がある。
3		アイコン化の際には、インバウンドの考慮も必要。
4	安全管理措置 (全般)	データ処理、保存場所について、プロセスと情報で区分した規定に期待。
5	安全管理措置 (データ存在領域)	ローカル環境だけではなく、クラウドやVPNなども想定するべき。
6	安全管理措置 (データライフサイクル)	特徴量の生成と破棄について、ケースごとのライフサイクルを分かり易くまとめる。
7	生活者へのPR (透明性)	〇〇マークなどアイコン化は必要ではあるが、認知向上が課題となるため、普及啓蒙（消費者教育）を検討するべき。

適用ケース別 配慮事項への対応

利活用を示した適用ケースごとに、配慮されている点および指摘の有無・内容を整理する。

	<適用ケース①> 来店者人数、 属性取得	<適用ケース②> 属性、動線、 棚前行動取得	<適用ケース③> 属性、動線、 棚前行動取得 + POS	<適用ケース④> 属性取得+ リピーター判定
利活用全般	<ul style="list-style-type: none"> 各過程の責任主体を明確にしている 問い合わせ窓口を設置している 店舗内の撮影のみであり、公共空間を含まない 			<div style="border: 2px solid blue; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;"> <p>追加#2 & 追加#3</p> </div>
事前告知時	現状未対応 (通知の内容を基本とした対応を想定)			
取得時	店頭およびWeb上での掲示 (追加#5) <ul style="list-style-type: none"> 運用実施主体および連絡先 生活者へのメリット 設置位置および撮影範囲 生成または抽出等により得るデータの内容 撮影期間 個人特定の可否 			
取扱い時	<ul style="list-style-type: none"> 元となるカメラ画像は直ちに破棄している 特微量データも、人物属性の推定後、直ちに破棄している (追加#1) 処理方法、個人の再特定ができないことを明示している 			
管理時	<ul style="list-style-type: none"> 店舗内のローカル環境で完結させる (追加#4) 利用範囲、データアクセス権を適切に定めている 第三者へ提供しない (追加#6) 			

赤字：議論には至ったが、追加検討が必要なポイント

灰地：議論に至っていないポイント

第1回で結論に至らなかった論点（本日の検討ポイント）

第1回での各委員の意見を踏まえ、継続検討課題として積み残した論点を下表に示す。

#	分類	対象適用ケース	論旨	第1回でのご意見	追加論点
1	特徴量データの廃棄タイミング (保存の考え方)	②、③	入店から退店まで追跡し、動線としてデータ取得することの是非	店内にいる間、特徴量データがとられているのであれば「直ちに削除」と言い切れないのではないか	当事業者のように、動画フレームごとに削除→生成を繰り返すことでクリアしていると考えられるか
2		④	事業者がリピーターの属性を把握の為に、特徴量データを一定期間保持することの是非	特徴量データについて、「当日中の保存はOKだが、日を跨いでの利用はNGである」といった運用は困難と考えられる為、破棄のタイミングも検討できると良い	具体的に保存日数等を示すことは困難だが、配慮事項としてどのように示すべきか
3		④	レジカメラを活用した購入履歴の把握	某ホームセンターでの運用は利用目的の通知が無かったために違法であった	通知における配慮によってクリアできる課題であるか また、その際に保持する期間をどのように考えるべきか
4	データ保存の環境	①～④	クラウド環境利用時の配慮事項	本事例においては、1店舗完結であり、店舗内のローカル環境であったが、クラウド環境での管理も検討する必要がある	クラウド環境を利用する際に、回線上のセキュリティ担保以外に配慮すべき事項は何か
5	多目的・多主体での通知方法	①～④	事前告知・通知の際の運用実施主体	フランチャイズオーナーと本部企業のような関係を考える際に事業者の境界を明確にすべきである	例えば掲示によって告知・通知を実施する場合、目的と主体の組み合わせごとに行うべきか
6	第三者提供	①～④	店舗と本部企業とのデータ受け渡し	防犯目的のカメラはフランチャイズオーナーの意思で導入しているものである	フランチャイズオーナーと本部企業間でデータの融通が認められるか

対象適用ケース ①：来店者人数、属性取得
③：属性、動線、棚前行動取得+POS

②：属性、動線、棚前行動取得
④：属性取得+リピーター判定